

お知らせ

屋外での活動にご注意ください 光化学スモッグが発生しやすい時期です

東京都環境局HP(下記二次元バーコード)でメールアドレスを登録すると、光化学スモッグ注意報等の発令状況が配信されます。
環境共生課☎724・2711



2022年度の包括外部監査テーマが決まりました

市では、市政運営へのチェック機能を強化し、業務の適正化を図り、市民の皆さんからの信頼を高めるため、公認会計士等の外部の有識者による包括外部監査を毎年実施しています。2022年度の包括外部監査テーマは「経済観光に関する財務事務の執行について」です。監査の結果

は、2023年2月ごろにまとまります。なお、これまでの包括外部監査の結果を踏まえた業務改善等の措置状況は、市HPでご覧いただけます。
経営改革室☎724・2503

販売される犬・猫に マイクロチップの装着が義務化されます

6月1日から、動物愛護管理法の改正により第一種動物取扱業(ペットショップ等)で販売される犬・猫へのマイクロチップ装着が義務化されます。一般の飼い主の方は、マイクロチップ装着は努力義務となりますが、ペットショップ等からマイクロチップを装着した犬・猫を購入した際は、マイクロチップ登録情報を変更する手続きが義務となります。さらに、犬の場合は、別途狂犬病予防法に基づく登録手続きが必要となります。マイクロチップ装着にかかる費用の助成



制度があります。詳細は市HP(左下記二次元バーコード)をご覧ください。
生活衛生課☎722・6727
ご覧(縦覧)いただけます
都市計画面

●住宅市街地の開発整備の方針 都市計画法第17条に基づく縦覧で、期間中、住民及び利害関係人は、都市計画の案について、意見書を提出することができます。

対住民及び利害関係人縦覧期間6月9日(休)～23日(休)、都庁で縦覧の場合＝午前9時～正午、午後1時～5時、市庁舎で縦覧の場合＝午前8時30分～午後5時/土・日曜日を除く場東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎12階北側)、町田市都市政策課(市庁舎8階)内「住宅市街地の開発整備の方針」の変更意見書の提出6月23日までに直接または郵送(消印有効)で、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画

課(〒163-8001、新宿区西新宿2-8-1)へ。
縦覧及び意見書の提出について＝同局都市づくり政策部都市計画課☎03・5388・3225、町田市都市政策課☎724・4247、住宅市街地の開発整備の方針について＝東京都住宅政策本部住宅企画部企画経理課☎03・5320・4938

人権擁護委員による 特設相談

6月1日の「人権擁護委員の日」にちなんで、特設相談を行います。人権上の問題や、毎日の生活で困りごとがある方はお気軽にご相談ください/相談時間は1人45分以内です。
市内在住、在勤の方☎6月3日(金)、午前9時～11時45分、午後1時30分～4時15分(要予約)場市民相談室(市庁舎1階)☎電話で市民相談室(☎724・2102)へ。

参議院議員選挙 郵便等による不在者投票のご案内

市役所代表☎722・3111、町田市選挙管理委員会事務局☎724・2168
FAX724・1195

身体に重度の障がい等(下表に該当)があるため、投票所に行くことが困難な方は、郵便等によりご自宅等で投票できます。

【「郵便等による不在者投票」をするには、「郵便等投票証明書」が必要】

希望する方に、「郵便等投票証明書(以下、証明書)」の交付を請求するための「申請書」を郵送しますので、選挙管理委員会へ申し込みしてください。申請書の受け付け後、該当する方に証明書を交付します。

【任期満了に伴う参議院議員選挙について】

左記の証明書の交付を受けた方が郵便等による不在者投票を希望する場合は、投票日の4日前まで(必着)に、投票用紙を選挙管理委員会に請求する必要があります。お早めに請求してください。

【対象者】

ご自身で字を書くことができ、下表に該当する方(ご自身で字を書くことが困難な方でも、代理記載制度[*]に該当すれば対象)

手帳等の種類	内容	等級など
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1級～3級

(注)戦傷病者手帳をお持ちの方はお問い合わせください。
(注)手帳の等級が上記以外であっても、手帳に複数の障がい名または表以外の障がい名が記載されている場合は該当することもあります。証明書を交付するまでに時間を要する場合がありますのでお早めにお問い合わせください。
*代理記載制度について…上表のいずれかに該当し、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級であると記載されている方で、ご自身で字を書くことが困難な方が利用できる制度です。

コロナ禍で開業にチャレンジする事業者を応援します 中心市街地空き店舗等利用促進事業補助金

(株)町田まちづくり公社中心市街地活性化推進室☎727・5200(受付時間＝火・木・金曜日の午前10時～午後5時)、町田市産業政策課☎724・3296

市では、(株)町田まちづくり公社と協力して、賑わいと交流にあふれるまちづくりを推進するために、町田駅周辺の中心市街地等の空き店舗等に新店舗等を出店する事業者に対し、開業に要する資金を補助します。

町田市中心市街地まちづくり計画対象エリア(おおむね原町田1～6丁目、中町1・2丁目、森野1・2丁目)の空き店舗等を活用して事業を行う、次のすべてに該当する事業者 ①6月14日以降に賃貸借契約を締結し、2023年1月31日までに開業する②出店場所が賃貸可能な状態で3か月以上店舗等として使用されていない③1年以上継続して事業をすることが見込まれる④中心市街地内での店舗等移転でない⑤フランチャイズチェー

ン方式でない 他

補助内容 賃借料相当額を基準とした補助(賃借料の2分の1相当額の3か月分、上限70万円)、店舗改装費等の実費(上限200万円)/併用可
申請書(町田まちづくり公社HPでダウンロード)に記入し、6月14日から直接町田まちづくり公社(原町田4-10-20、町田まちづくり公社ビル(ぼっぼ町田)地下1階、受付時間＝火・木・金曜日の午前10時～午後5時[正午～午後1時を除く])へ。

※補助金が予算上限額に達し次第、締め切ります。

※詳細は町田まちづくり公社HP(右記二次元バーコード)をご覧ください。



市内各地でマイナンバーカードの申請を受け付けます

市民課☎860・6195

現在、マイナンバーカードは健康保険証としての利用や、新型コロナワクチン接種証明書の発行等で活用が始まっているほか、2024年度末には運転免許証との一体化も予定されています。

当日、会場で申請用写真を無料で撮影し、その場でカードの申請ができます。なお、カードの発行には1か月半程かかります。

【鶴川地区協議会3水スマイルラウンジでも申請を受け付けます】

6月15日(水)午前10時～正午、午後1時～3時
場和光大学ポプリホール鶴川交流スペース

市内在住で、マイナンバーカードの申請をしたことがない方
※申請した方には、町田市名産品セットをプレゼントします(市内各地＝各日100人[先着順]、鶴川地区協議会3水スマイルラウンジ＝30人[先着順])。

実施日	受付時間	会場
6月4日(土)	午前10時～午後5時	玉川学園コミュニティセンター
6月5日(日)		ミーナ町田(原町田4-1-17)
6月11日(土)、12日(日)		三輪コミュニティセンター
6月17日(金)	正午～午後5時30分	南町田グランベリーパーク内グランベリーホール by iTSCOM
6月18日(土)	午前11時30分～午後5時	(鶴間3-4-1)
6月25日(土)、26日(日)	午前10時～午後5時	MrMax町田多摩境ショッピングセンター(小山ヶ丘6-1-10)

町田市名産品 認定商品を募集します

町田市名産品等推奨委員会事務局(町田市観光コンベンション協会)☎724・1951、町田市観光まちづくり課☎724・2128

町田市名産品は、町田市にふさわしい要素を有する食品や工芸品で、2年に1度、学識経験者などで構成される町田市名産品等推奨委員会により認定されています。

今回の募集から認定期間を延長し、9月1日からの3年間を新たな認定期間とする名産品を募集します。

認定された名産品は、ミニストップ町田市役所店(市庁舎1階)、町田ツーリストギャラリー(ぼっぼ町田1階)、まちだ名産品の店「心和」(小田急町田駅西口タクシー乗り場前)で販売します。また、認定事業者で構成される「まちだ名産品のれん会」等によるPR活動を通じ、市内外に広く周知・販売促進を図ります。

次のすべての要件を満たす商品
①町田市内で企画・生産・製造(加

工)され、継続的に店舗等で販売できる②名称・意匠・材料が町田市にふさわしい要素を有する

申請書(町田ツーリストギャラリー)で配布、町田市名産品HP(右記二次元バーコード)でダウンロードも可



に記入し、6月20日午後5時までに直接または郵送(必着)で町田市名産品等推奨委員会事務局(町田市観光コンベンション協会内)または町田ツーリストギャラリーへ。

※申請数は原則として1事業所3品目までです。

※認定に際して1商品当たり2万円の認定料がかかります。

【申請事業者向け説明会を開催】必ず出席してください。詳細は、申請者に別途お知らせします。

6月29日(水)午後7時から
場ぼっぼ町田地下会議室